

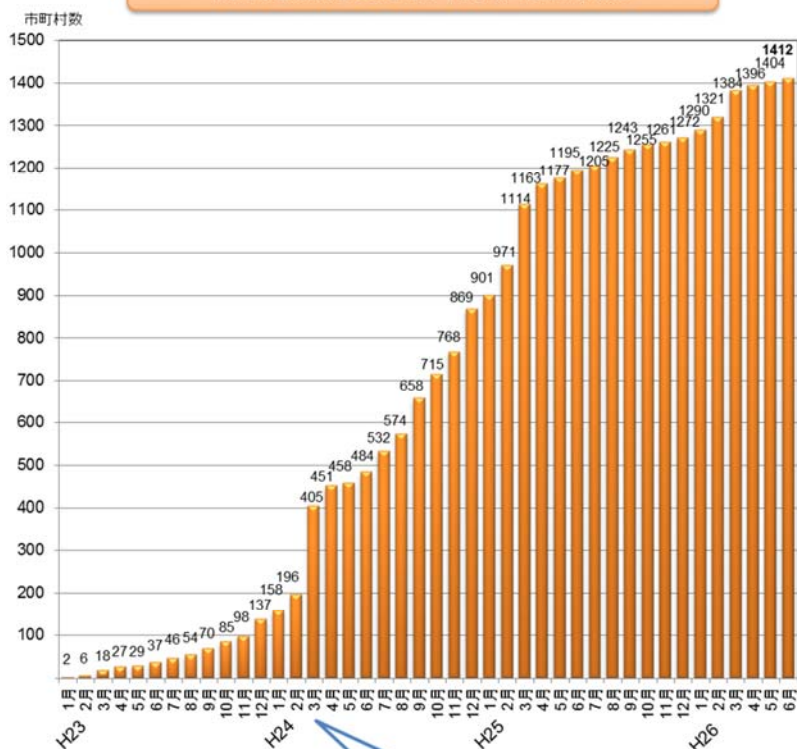
木材利用推進施策の取組状況

平成26年7月30日
林野庁

市町村の木材利用方針の策定状況

- 「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき国の全府省、全都道府県及び8割の市町村で木材利用方針を策定

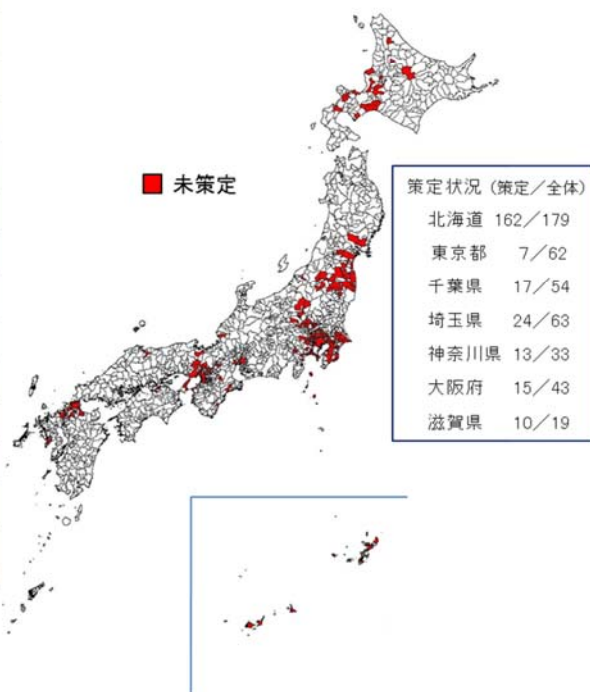
方針を策定した市町村の増加状況



全ての都道府県で方針策定終了

市町村方針策定状況マップ

策定済は1,412市町村(平成26年6月30日現在)
(全国1,742市町村の81%)



○ 市町村方針策定に関するアンケート調査 (方針未策定市町村を対象に実施、377市町村が回答)

(平成26年3月末実施)

① 木材利用促進「市町村方針」を策定する予定

1 予定がある	44%	167
2 予定はない	56%	210

② 予定がある場合、 その理由

1 都道府県等から要請があったため。	62%	103
2 法律の趣旨が十分理解できたため。	23%	39
3 多くの市町村で方針を立てていたため。	9%	15
4 近く、木造公共施設を建築し、支援を受ける予定があるため。	6%	10

③ 予定はない場合、 その理由(複数回答)

1 <u>近くに森林や木材産業の拠点がなく、木になじみがないから</u>	25%	91
2 <u>木材利用を担当し、推進する部署がないから。</u>	24%	88
3 <u>コストが高くなると考えられるから。</u>	15%	57
4 国や都道府県単位の方針があれば十分と考えられるから。	13%	46
5 新規の公共建築物の整備や大規模改修の予定がないから。	11%	42
6 耐火性・耐震性を重視する必要があると考えるから。	8%	30
7 すでに木材利用推進に努めているため、必要性を感じないから。	2%	8
8 関係部署との調整に時間がかかるため。	2%	7

※注1: 福島県の避難地域7町村はアンケート対象から除く ※注2: アンケート実施後、方針が策定された26市町村も回答数に含む

《参考》公共建築物等での木材利用の事例(1)

国の施設

横浜植物防疫所つくば圃場



国営アルプスあずみの公園



国営明石海峡公園



県の施設

岡山県: 農業大学校研修交流ホール



徳島県: 森林研修舎



《参考》公共建築物等での木材利用の事例(2)

市町村の施設

高知県土佐町: 役場庁舎



東京都港区: エコプラザ



埼玉県飯能市: 小学校



静岡県天竜市: 市役所庁舎



徳島県美馬市: 認定こども園



東京杉並区: 小学校



《参考》公共建築物等での木材利用の事例(3)

空港施設

秋田空港 検査場



阿蘇くまもと空港 外観



宮崎空港 検査場



病院・社会福祉施設

せいざん病院
(鹿児島県西之表市)



諸塚診療所
(宮崎県諸塚村)



駅舎施設

JR東日本 大糸線



信濃大町駅



JR四国 土讃線



高知駅



がんセンター愛知病院
(愛知県岡崎市)
緩和ケアセンター



特別養護老人ホーム国見の里
(福島県国見町)



レストラン・観光発信施設

道の駅丹波おばあちゃんの里(兵庫県丹波市)



浅草文化観光センター
(東京都台東区)



サービスエリア

大分自動車道 別府湾サービスエリア(大分県別府市)



主な公共建築物の木造率の推移

【国が整備する公共建築物】

項 目	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
全施設数（棟）	/	/	584	515
うち木造施設数 （木造率）			31 (5.3%)	42 (8.2%)

※ 公共建築物における木材の利用の促進に向けた措置の実施状況より（平成24年度）
 ※ 建築主が国である施設を調査対象とした

【学校（公立）】

項 目	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
全施設数（棟）	1,099	1,271	1,240	1,217
うち木造施設数 （木造率）	136 (12.4%)	190 (14.9%)	188 (15.2%)	244 (20.0%)

※ 公共建築物における木材の利用の促進に関する関係省庁等会議（平成26年度1月17日）資料より
 ※ 国の補助を受けて整備された施設を調査対象とした
 ※ 公立の幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校、高等学校及び特別支援学校の計
 ※ 平成22年度、岩手県、宮城県、福島県は調査の対象外

6

【社会福祉施設（保育所）】

項 目	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
全施設数（棟）	510	1,096	697	909
うち木造施設数 （木造率）	131 (25.7%)	250 (22.8%)	164 (23.5%)	187 (20.6%)

※ 公共建築物における木材の利用の促進に関する関係省庁等会議（平成26年度1月17日）資料より
 ※ 国の補助を受けて整備された社会福祉施設を調査対象とした

【社会福祉施設（高齢者施設・障害者施設等）】

項 目	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
全施設数（棟）	827	1,718	2,037	1,587
うち木造施設数 （木造率）	440 (53.2%)	783 (45.6%)	1,090 (53.5%)	829 (52.2%)

※ 公共建築物における木材の利用の促進に関する関係省庁等会議（平成26年度1月17日）資料より
 ※ 国の補助を受けて整備された社会福祉施設を調査対象とした

【病院・診療所等施設】

項 目	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
全施設数（棟）	52	26	46	29
うち木造施設数 （木造率）	2 (3.8%)	1 (3.8%)	3 (6.5%)	5 (17.2%)

※ 公共建築物における木材の利用の促進に関する関係省庁等会議（平成26年度1月17日）資料より
 ※ 国の補助を受けて整備された医療施設等を調査対象とした

7

木造公共建築物の整備に係る補助事業

【森林・林業再生基盤づくり交付金】木造公共建築物等の整備 26年度 国費:22億円の内数

【強い林業・木材産業構築対策】木造公共施設等整備 25年度補正 国費:544億円の内数

公共建築物等木材利用促進法に基づく木材利用方針の策定市町村において、地域材利用のモデルとなるような公共建築物の木造化、内装木質化に対し支援

補助対象：

公共建築物の木造化や内装の木質化

補助率：1/2(設計費、工事費等事業費)

事業実施主体：

地方公共団体、民間事業者等

交付先(お金の流れ)：※

まず

国 ⇒ 都道府県

その後、

都道府県⇒事業実施主体

※【森林・林業再生基盤づくり交付金】の場合

国で定めた配分基準で都道府県に配分。都道府県はさらに事業主体へ配分。

※【強い林業・木材産業構築対策】の場合

国からの配分後、各都道府県に一旦、基金積み立て。その後、各都道府県地域協議会の協議を経て交付先が決定し、事業主体へ配分される。

《対象施設例》

【教育・学習施設関係】

- ・文化交流センター
- ・保育園及び子育て支援施設
- ・学校附属施設
- ・体育館
- ・屋内プール
- ・武道場
- ・図書館
- ・児童館
- ・青年の家及び研修所
- ・文化財保存及び展示施設



【医療・社会福祉施設】

- ・病院・診療所
- ・高齢者福祉施設
- ・障がい者支援施設



【観光・産業振興関係】

- ・観光案内施設
- ・ターミナル施設
- (物販施設は対象外)



8

新規分野での木材利用促進

(「森林整備加速化・林業再生基金」の拡充等)

25年度補正 国費:544億円の内数

製品化されているものの地域において利用が進んでいない分野での木材製品の普及を促進するためのモデル的な取組を支援

補助対象：

地域において利用が進んでいない分野で木材製品の普及を促進するモデル事業

補助率：定額(地域材の利用量に応じた単価(1/2相当))
(普及啓発経費、施工・調査費等)

事業実施主体：

県、市町村、民間事業者等

交付先(お金の流れ)：

まず

国 ⇒ 都道府県

【加速化基金としていったん各都道府県に積み立て。各都道府県に設置された地域協議会にて交付先を協議の上、決定】

その後、

都道府県⇒事業実施主体

【太陽光発電パネルの木製架台】 《例》



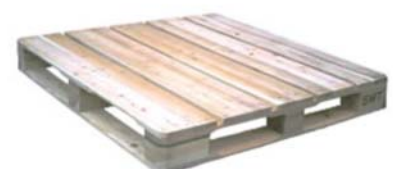
【木製窓枠の普及促進】



【軟弱地盤改良埋設木杭】








【間伐材木製パレット】



9

《参考》平成24年度補正予算「地域材新規用途導入促進支援」を活用した主な取組

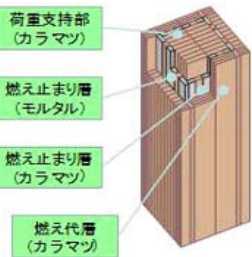
<p>【太陽光発電パネルの木製架台】</p> <p>● 11件</p> 	<p>【軟弱地盤改良埋設木杭】</p> <p>● 9件</p> 	<p>その他土木・工作物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実証 ・ 働きかけ ・ PR ・ 取組成果の普及 <p>等で後押し</p>
<p>【土木工事向けコンクリート型枠用合板】</p> <p>【木製ガードレール】</p> <p>【木製縁石】</p> <p>【木製遮音壁】</p> <p>● 17件</p> 	<p>【ハイブリッド木橋】</p> 	
<p>【社会福祉施設向け内装材】</p> <p>【農業用・水産業用施設の木造化提案】</p>	<p>【商業施設向け木質内装・外構・木製遊具等】</p> <p>【鉄道車両の内装木質化】</p>	<p>新規分野での木造・内装木質化等</p>
<p>【店舗向けの地域材利用提案】</p> <p>【住宅等向け地域材2×4パネル】</p> <p>● 23件</p>		
<p>【木製フェンス】</p> <p>【木製サッシ】</p> <p>【木製家具】</p> <p>● 27件</p> 	<p>【木製ロッカー】</p>	<p>木製品備類</p>

10

新たな木材製品・技術の開発

耐火建築物の事例(大規模施設・商業施設における木造化)

燃エンウッド



2012年エコプロダクツ大賞
農林水産大臣賞

集成材の「荷重支持部」の周囲に、耐火性能を付与するための「燃えしろ層」と「燃え止まり層」を貼り付けた1時間耐火集成材。

サウスウッド(木造商業施設・横浜市港北区)



表面が燃えても断熱性の高い炭化層になり、内部への燃焼進行を抑制。



モルタルで熱を吸収しながら完全に燃焼を停止。

大阪木材仲買会館(事務所・大阪市西区)



11

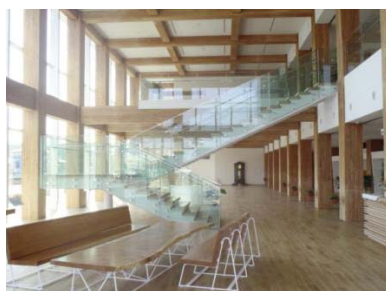
木質ハイブリッド集成材 (H鋼+集成材)



(ポラテックビル(埼玉県越谷市))



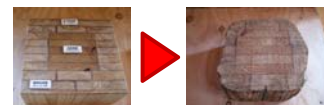
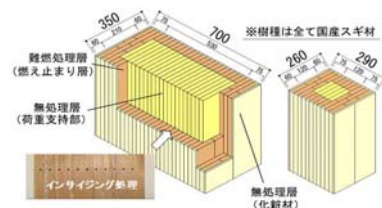
構造は鉄骨、火災時は木材部分が燃えしろになる耐火構造



柱・梁に国産カラマツのハイブリッド集成材を使用(最長スパンは12.8m)

FRウッド

国産スギ材ラミナにインサイジングを施し難燃薬剤を含浸させた難燃処理層で荷重支持部を覆った耐火集成材



断熱性の高い炭化層になり、内部への燃焼進行を抑制

(音ノ葉グリーンカフェ(東京都文京区))



CLT(直交集成板)の普及の推進

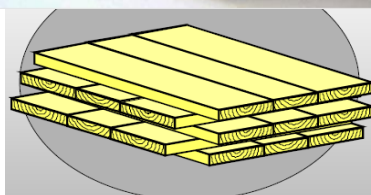
① CLT(直交集成板)とは

- CLTとは、ひき板を繊維方向が直交するように積層接着した重厚なパネル。欧米を中心にマンションや商業施設などの壁や床として普及。
- 我が国においても、国産材CLTを活用した中高層建築物等の木造化による新たな木材需要の創出に期待。

■ (一社)日本CLT協会

平成26年4月に一般社団法人化し、6月11日に設立総会。
製造業者、建築、設計、流通など124団体が加盟。

■ CLT(スギ)



■ 海外における事例



共同住宅(イギリス)



共同住宅(米国)

■ 国内初のCLT建築

おおとよ製材社員寮

現在はCLTの建築基準が未整備であるため、構造部分にCLTを利用した建物を建てるには国土交通大臣の個別認定が必要。
高知県内の「おおとよ製材社員寮」が、国内で初めて個別認定を取得し、今年3月に竣工。



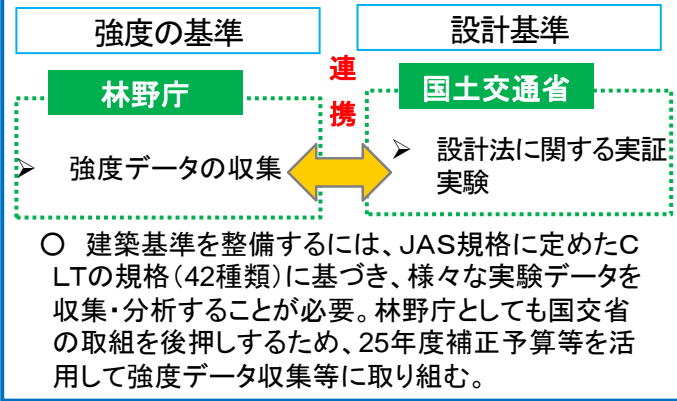
ホテル(オーストリア)

②建築基準の整備について

現状

- 現在はCLTに関する建築基準が未整備であるため、構造部分にCLTを利用した建物を建てるには、国土交通大臣の個別認定が必要。
- CLTの品質等の基準を定めたJAS規格を昨年12月に制定。

建築基準の整備に向けた取組



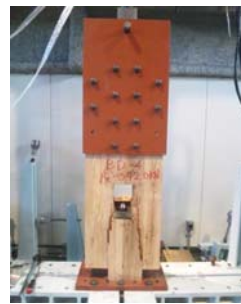
- 建築基準を整備するには、規格ごとのCLTを用いた様々な実験が必要



■曲げ強度実験



■実大実験



■接合部実験



■耐火性能実験

建築基準が整備されれば……

- CLTが一般的な構造部材として使用可能に。
- ※ 国土交通省は平成28年度早期を目途に建築基準を整備予定。(3月3日太田大臣答弁)

木材利用ポイント事業

〈ポイントの付与対象〉

1. 木造住宅の新築、増築、購入(25年4月～)

- ・スギ、ヒノキ、カラマツ等の対象となる木材を主要構造材等に過半使用するもの
- ・使用する材の産地・樹種を広く表示するもの等



1棟当たり30万ポイント
(※被災地では50万ポイント)

2. 内装・外装の木質化工事(25年4月～)

- ・スギ、ヒノキ、カラマツ等の対象となる木材を床、内壁、天井に9㎡以上、外壁に10㎡以上使用するもの等



床(新築)の場合
9㎡で2.1万ポイント
+ 以降3㎡ごとに7千ポイント
内装・外装の合計で30万ポイントを上限

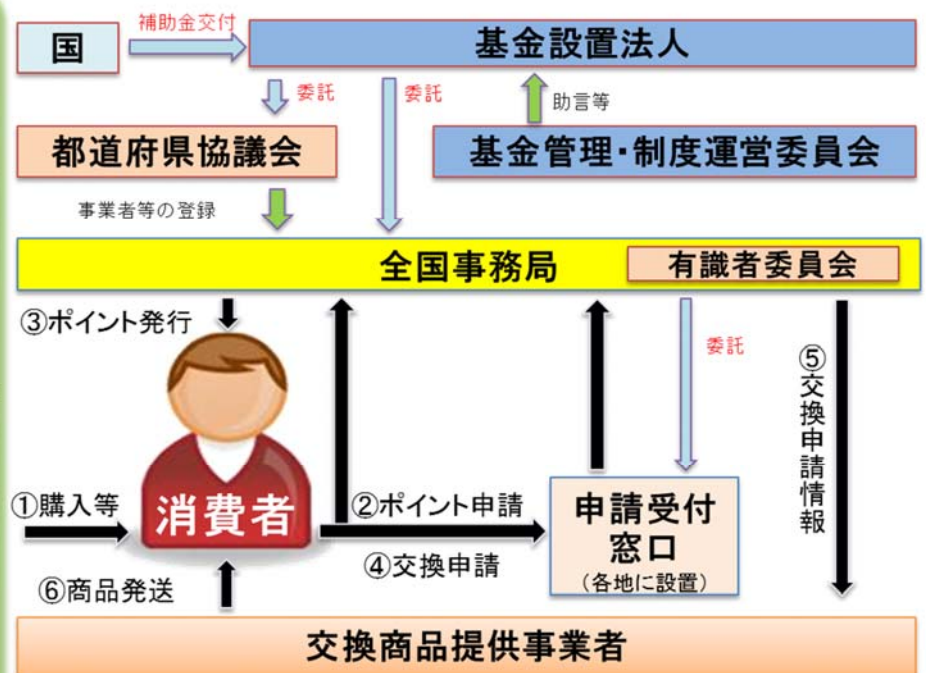
3. 木材製品及び木質ペレットストーブ・薪ストーブの購入(25年7月～)

- ・スギ、ヒノキ、カラマツ等の対象となる木材を0.01㎡以上使用し、かつ使用木材の過半使用したもの等



製品毎にポイントが設定
(1製品当たり10万ポイントを上限)

※ 条件によっては期間が異なる場合がある。



- ① 地域の農林水産品等
 - ② 農山漁村及び森林における体験型旅行
 - ③ 地域商品券、全国商品券等(森林づくり等に対する寄附つき)
 - ④ 森林づくり・木づかい活動に対する寄附
 - ⑤ 被災地に対する寄附
 - ⑥ 即時交換
- ※ 全国商品券(農林水産品関連商品券を除く。)及び即時交換は付与ポイント数の50%を上限



木材利用ポイントの登録工事業者数

全国型	574
-----	-----

単県型

都道府県	業者数	都道府県	業者数	都道府県	業者数
北海道	999	石川県	639	岡山県	802
青森県	468	福井県	562	広島県	890
岩手県	643	山梨県	535	山口県	653
宮城県	890	長野県	1,075	徳島県	308
秋田県	584	岐阜県	1,099	香川県	433
山形県	669	静岡県	1,699	愛媛県	489
福島県	961	愛知県	2,054	高知県	420
茨城県	1,522	三重県	1,044	福岡県	1,790
栃木県	926	滋賀県	988	佐賀県	758
群馬県	857	京都府	1,223	長崎県	725
埼玉県	2,552	大阪府	1,488	熊本県	1,020
千葉県	1,970	兵庫県	1,730	大分県	626
東京都	2,914	奈良県	731	宮崎県	649
神奈川県	2,180	和歌山県	585	鹿児島県	538
新潟県	1,279	鳥取県	273	沖縄県	88
富山県	478	島根県	506	計	46,312

※木材製品 55業者
 ※ストーブ 75業者

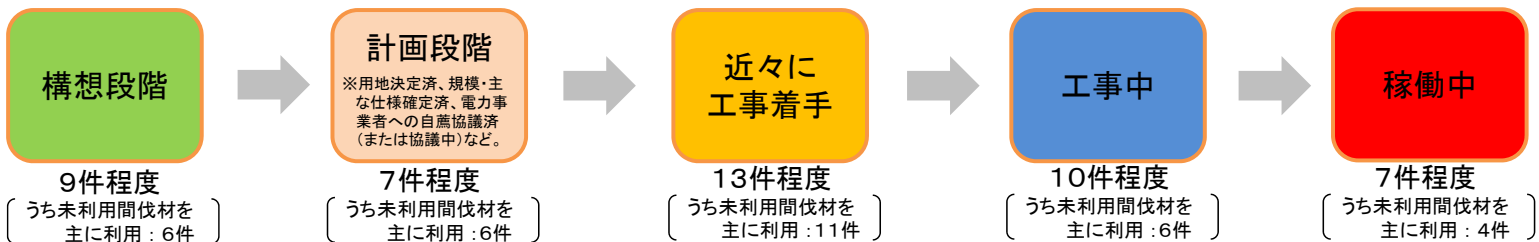
木材利用ポイント事業・木づかい広報

- テレビ・ラジオ・新聞等広報
 - ・テレビ番組・CM（命、木こりくま、BS特集番組）、FMラジオ番組（COOL WOOD JAPAN PROJECT）、トレインCM等
 - ・全国紙・地方紙によるポイントやシンポ採録を活用した木づかい意義の掲載
- 住宅関連雑誌、WEB等広報
- ポスター、チラシの制作・配布
- シンポジウムの開催
 - ・全国紙（朝日・読売他）との連携シンポジウム（東京）
 - ・地方紙との連携全国47都道府県シンポジウム
- 各種イベントの開催や環境展等（エコプロ、エコライフ、スマートコミュニティ等）での展示。
 - （乃木坂46に木材利用ポイントPR大使を依頼等し、事業や木づかいをPR）
 - ・木材利用ポイント開始イベント（2013年7月1日）
 - ・農林水産大臣表敬（2013年10月29日）
 - ・薪ストーブ火入れ式（2014年1月27日）
 - ・木材利用ポイント期間延長PRイベント（2014年3月20日）
 - ・木で、未来をつくろう！総括イベント（2014年5月8日）
- 地域協議会、木材・住宅関連団体を通じたPR
- 親子で触れあう木育活動
- 一般消費者向けの木の良さに関するDVD、建築業者向けの木材に関するDVDの制作・配布



木質バイオマス発電施設整備の進捗状況

（※未利用間伐材を2万トン／年以上（混焼施設を含む）利用するものに限る）



【主に山林未利用材を燃料としたバイオマス発電の事例】



株式会社グリーン発電会津

設置箇所：福島県会津若松市
 送電出力：約5,000kW
 チップ使用量：6万トン/年（含水率40%）
 運転開始：平成24年7月



株式会社グリーン発電大分

設置箇所：大分県日田市
 送電出力：約5,000kW
 チップ使用量：6万トン/年（含水率40%）
 運転開始日：平成25年11月



株式会社ウツィかわい

設置箇所：岩手県宮古市
 送電出力：約5,000kW
 チップ使用量：8万トン/年（含水率50%）
 運転開始日：平成26年4月

○ 再生可能エネルギー ②政策の方向性

再生可能エネルギーについては、2013年から3年程度、導入を最大限加速していき、その後も積極的に推進していく。

○ 木質バイオマス等(バイオ燃料含む)

未利用材による木質バイオマスを始めとしたバイオマス発電は、安定的に発電を行うことが可能な電源となりうる、地域活性化にも資するエネルギー源である。

特に木質バイオマス発電については、我が国の貴重な森林整備し、林業を活性化する役割を担うことに加え、地域分散型のエネルギー源としての役割を果たすものである。

一方、木質や廃棄物など材料や形態が様々であり、コスト等の課題を抱えることから、～中略～、森林・林業施策などの各種支援策を総動員して導入の拡大を図っていくことが期待される。

木質バイオマスの利活用の取組に対する各種支援

事業検討に際しての支援

① 全国的な相談・サポート体制の確立への支援

- ・ 相談窓口の開設
- ・ 技術者の派遣
- ・ 研修 等

② 利用推進のために必要な調査への支援

- ・ 未利用間伐材等を利用した発電・熱供給に係る調査を支援し、成果を全国的に普及

〈地域材利活用倍増戦略プロジェクト〉
(H26年度予算) 1,420百万円の内数

事業化に向けた取組への支援

① 実現可能性調査(フィージビリティ・スタディ;F/S)

- ・ 各地の施設整備に当たっての採算性等を判断するためのF/Sの実施を支援

〈強い林業・木材産業構築対策〉
(H25年度補正予算) 54,485百万円の内数

② 新たな加工・利用システムの技術開発等への支援

- ・ 熱効率が低い固形燃料、効率の高い発電システム等の開発・改良等を支援

〈地域材利活用倍増戦略プロジェクト〉
(H26年度予算) 1,420百万円の内数

③ 実証事業の実施

- ・ モデル地域での効率的な集材等の運用体制の構築、施設等の一体的導入の実証事業

〈木質バイオマスエネルギーを活用したモデル地域づくり推進事業(環境省連携事業)〉
(H26年度予算) 1,800百万円

事業実施への支援

① 木質バイオマス関連施設整備への支援

ア 資金融通

- ・ 固定価格買取制度(FIT)対象の発電施設整備に係る資金の融通

〈強い林業・木材産業構築対策〉
(H25年度補正予算) 54,485百万円の内数

イ 整備補助(FIT対象施設を除く)

- ・ 熱供給施設や燃料調達に係る施設整備に対し補助

〈強い林業・木材産業構築対策〉
(H25年度補正予算) 54,485百万円の内数
〈森林・林業再生基盤づくり交付金〉
(26年度予算) 2,200百万円の内数

② 協議会支援

- ・ 地域協議会に対し、協議会経費や燃料調達等を支援

〈強い林業・木材産業構築対策〉
(H25年度補正予算) 54,485百万円の内数



■木材をふんだんに利用した大会施設の整備

- ・国内外からの選手や観光客に木・竹を活かした良好で快適な空間を提供
- ・例えば、恒久の競技施設において、天井、屋根等の大架構や内・外装への木材利用
- ・例えば、仮設建築物について、大会終了後の施設の再利用を希望する地方自治体と連携して、移設可能な木造仮設建築物を整備
- ・必要な木材の確保に向け、安定供給体制を整備

■木材を利用した大会関連物品の企画・開発

- ・木製の表彰台
- ・国民の寄附等による競技施設の木製の椅子をはじめとした関連物品の整備

■先端的な木材製品技術の活用

- ・CLT（ひき板を繊維方向が直交するように積層接着した重厚なパネル）等先端的な木材製品技術の施設整備への活用

環境と人に優しい木材を競技施設や宿泊施設に利用



事例：エム・ウェーブ
(長野五輪スケート競技施設)



事例：木材を使ったオーストリアのホテル



自転車競技場(外壁、トラックに使用)



カヌー競技場(内外壁、床、天井に使用)

事例：ロンドンオリンピック(2012)関連施設での木材利用

木の良さ、我が国の木の伝統・文化を発信



事例：木製表彰台
(バンクーバー・オリンピック)



事例：木製の椅子
(秋田県立体育館)

違法伐採対策の推進

・我が国は「違法に伐採された木材は使用しない」という基本的な考え方にに基づき、国内外で違法伐採対策に取り組んでいるところであり、これまでに政府調達に必要な供給体制は概ね整備。

・今後は、民間企業、一般消費者等への普及拡大や、合法性証明の信頼性向上が課題。特に、トレーサビリティを確保し、市場において合法木材・木材製品を差別化するなど、対策の充実が必要。

■ 違法伐採とは

- ・違法伐採とは、一般的にそれぞれの国の法律に反して行われる伐採をいう。
- ・なお、国際的に合意された定義はない。



■ 我が国の違法伐採対策に関する国内の取組

- ・2006年から、グリーン購入法により、合法性等の証明された木材・木材製品を政府調達に位置づけるとともに、合法性証明の方法(証明の連鎖等)を示したガイドラインを策定。



普及用ポスター

■ 我が国の違法伐採対策に関する国際的な取組

- ・二国間協力
マレーシアと違法伐採等に関する専門家会合を交互に開催。中国政府との間で、違法伐採対策に関する覚書に署名。
- ・地域協力
「アジア森林パートナーシップ(AFP)」において、各国政府、国際機関、NGOと違法伐採問題の現状やその影響、対策についての情報・意見交換。
- ・多国間協力
「国際熱帯木材機関(ITTO)」を通じた、途上国政府職員の能力向上や地域住民を対象とした人材育成等のプロジェクト支援。

■ 合法木材の取組の進捗

○ 国内(合法木材供給事業者の増加、合法性証明の促進)

	18年度末	25年度末
合法木材供給事業者認定団体数	108	147
合法木材供給認定事業者数	4,906	11,111
合法性証明書の添付割合 (出荷量比)	18年度	24年度
[素材生産業]	40%	67%
[木材加工業]	20%	46%

(認定事業者における添付割合)

○ 輸入(合法性証明の促進)

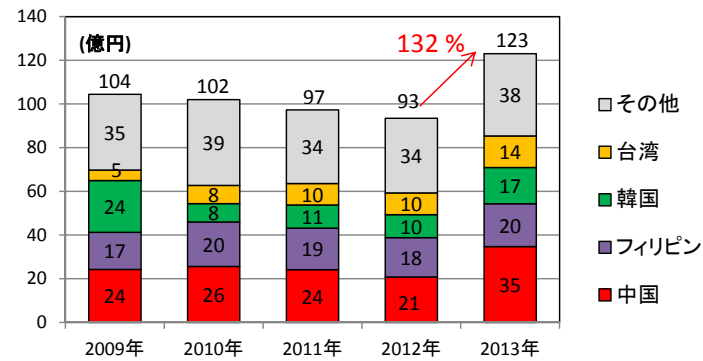
	24年度
合法性証明書付の輸入割合	61%
うち合板等	87%

*パルプ・チップを除く

国産材の輸出促進

- 我が国の木材輸出額は、2013年で123億円(対前年比132%)。
- 輸出先国別では、中国、フィリピン、韓国、台湾で約7割を占めており、品目別では、丸太(約31億円)が約3割を占めている。

■ 木材輸出額の推移



■ 輸出先国での積極的なPR

- 見本市での日本パビリオンの設置
 - ・第5回国際木造エコ住宅博覧会(25年8月上海)。
 - ・キョンヒャンハウジングフェア2014(26年2月ソウル)。
 - ・2013第13回広州国際木材、木質パネル、木質フローリング、木製ドア並びに設備展覧会(25年9月広州)
 - ・国内延べ9団体17事業者が出展。
- 日中木材利用技術セミナーの実施
 - ・H25年8月に広州で実施。
 - ・林野庁林政部長が「日本の森林・林業と木材利用」と題し基調講演。



■ 主な品目の輸出額

品目	(億円)			対前年比
	2012年	2013年		
木材輸出額計	93 (100%)	123 (100%)		132%
製材	24 (26%)	27 (22%)		112%
丸太	14 (15%)	31 (25%)		223%
合板	7 (7%)	10 (8%)		147%
単板	6 (6%)	6 (5%)		104%
建築木工品・建築建具	5 (5%)	7 (6%)		133%
繊維板	5 (5%)	6 (5%)		130%
寄せ木	4 (4%)	5 (4%)		139%

資料:財務省貿易統計

■ 現地ニーズを踏まえた製品開発

- ・需要が大きい中国向けマンション内装材としての内壁用スギパネルの開発等を実施。



■ 付加価値の高い製品の輸出

- ・中国向けに日本の木造住宅の販売促進を図るため、モデルハウス2棟を建設。

(河北省霸州市)

